

新型コロナウイルス感染者に係る「みなし入院」の取扱い変更について

グループ保険制度の保険金請求に係る標記の件について、令和5年5月8日以降下記のとおりに取扱い変更となります。

1 新型コロナウイルス感染症に係る「みなし入院」の特別取扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類については、本年5月8日から季節性インフルエンザと同じ「5類」に変更することが予定されています。

これに伴い、新型コロナウイルス感染症と医師から診断され、医師や保健所の判断により宿泊療養、自宅療養を行った場合の入院給付金等の取扱い（「みなし入院」の取扱い）について、医師による診断年月日によって以下の取扱いとする旨引受保険会社より通知がありましたのでご連絡いたします。

「みなし入院」の取扱い ○…保険金支払請求可 ×… 〃 不可

	新型コロナウイルス感染症の診断年月日		
	2022年9月25日以前	2022年9月26日～2023年5月7日	2023年5月8日以降
重症化リスクが高い方※に非該当	○	×	×
重症化リスクが高い方※に該当	○	○	×

※ 「重症化リスクが高い方」とは、以下の4類型に該当する方となります。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ・妊婦の方

2 対象となる保険の種類

きずな医療、きずな医療プラス、医療充実コース（生保部分）

引受保険会社：明治安田生命保険(相)

新・団体医療保険、所得補償保険

引受保険会社：損害保険ジャパン(株)

※ 妊娠・分娩・産褥期間中にコロナと診断された方については、医療充実コース（損保部分）でも対象となる可能性があります。詳細は当ホームページ掲載の「新型コロナウイルス感染症に係る医療充実コース（損保部分）の保険請求についてのお知らせ」をご確認いただくか、京都共済サービスまでお問合せください。